

令和5年度 PTA 事業経過報告

1 鳥栖北小 PTA 事業

(1) 委員会活動

* 広報委員会

- ・北小 PTA 広報誌「すまいる倶楽部」の発行

4月1年生特別号	7月先生紹介号	11月運動会号	3月6年生寄書号
----------	---------	---------	----------

・運動会の片付け協力

- ・2月「鳥栖・基山地区 PTA 研究大会」参加

* 母親委員会

- ・運動会の片付け協力
- ・11月11日(土)「はは!! おや!?! オリンピック」参加
- ・2月「鳥栖・基山地区 PTA 研究大会」参加
- ・3月 校納金監査

* 生活安全委員会 (地区と連携)

- ・「子ども 110 番の家」協力依頼
- ・「花いっぱい運動」の実施
- ・交通安全指導員の表彰事務
- ・通学路点検の実施

* 執行部会

4/10	6/12	8/28	9/28	10/26	11/15	1/25	2/8	2/22
------	------	------	------	-------	-------	------	-----	------

- ・学校備品購入の検討 (給食台等) ・マナーアップポスター入選作品検討
- ・PTA 主催事業 (講演会、北小逃走中) 開催 ・愛校デー実施
- ・次年度執行部の選考、学年役員の選考 等を協議

* 企画委員会

4/17	5/29	7/3	9/4	10/2	1/15	2/15
------	------	-----	-----	------	------	------

- ・学校備品購入 ・運動会 ・PTA 主催事業 等を協議
- ・各報告事項

(2) 各種事業

5月12日	総会（書面開催）
9月30日	愛好デー
10月21日	運動会マナーアップポスター掲示・表彰 運動会開催（片付け協力）
11月11日	はは!!おや!?オリンピック
12月2日	地域交流ものづくり体験→中止 ※インフルエンザ流行の為
12月4日	花いっぱい運動→中止 ※インフルエンザ流行の為
2月26日	園田英樹氏講演会
3月10日	北小逃走中
3月	会計監査

2 鳥栖・基山地区 PTA 事業

(1) 鳥栖・基山地区 PTA 運営委員会

5/17	6/14	7/26	9/27	10/25	1/17	3/23
------	------	------	------	-------	------	------

(2) 鳥栖・基山地区 PTA 母親委員会

5/19	6/2	8/4	9/8	11/10	11/11	11/17	2/24
------	-----	-----	-----	-------	-------	-------	------

(3) 各種事業

5月27日	鳥栖・基山地区小中学校 PTA 連合会定期総会
6月1日	地区一斉ノーテレビ・ノーゲームデー
6月24日	鳥栖・基山地区 PTA 役員研修会
8月18日	教育懇談会
11月11日	はは!!おや!?オリンピック
2月1日	地区一斉ノーテレビ・ノーゲームデー
2月10日	鳥栖・基山地区 PTA 研究大会

3 県 PTA 等事業

6月1日～7日	県下一斉安全指導
6月3日	佐賀県 PTA 定期総会
6月28日	佐賀県 PTA 母親役員研修会
9月1日～7日	県下一斉安全指導

10月28日～29日	九州PTA研究大会佐賀大会
11月1日	県下一斉家族でホッとタイム（ノーTV・ノーゲームデー）
1月20日	市郡連リーダー研修会

4 その他

5月	鳥栖北地区まちづくり推進協議会運営委員会兼役員会
	鳥栖北地区まちづくり推進協議会 総会
	鳥栖北地区交通安全対策協議会役員会
7月	学校保健安全委員会
	通学路点検
11月	鳥栖北地区防災講習会（中止）
年7回開催	鳥栖北地区まちづくり推進協議会

議案第1号

鳥栖市立鳥栖北小学校PTA規約（案）

第1章 総 則

第1条 本会は、鳥栖北小学校PTAと称し、本部を鳥栖北小に置く。

第2条 本会は、家庭・学校・地域が連携を図り、子どもたちの健全な育成を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会員研修、会員交流に関する事項
- 2 児童の生活指導に関する事項
- 3 学校施設の整備、美化に関する事項
- 4 児童の交通安全、校区内の安全確保に関する事項
- 5 広報活動に関する事項
- 6 児童の健全育成に関する事項

第2章 会 員

第4条 会員は、児童の保護者及び教職員とする。

第5条 本会への加入及び脱退は、入学、卒業、転出入と同時に行われる。

第3章 機 関

第6条 本会に、次の機関を置く。

- | | | | |
|---------------------------|-----------------------------|----------------------------|-----------------------------|
| <input type="radio"/> 総会 | <input type="radio"/> 企画委員会 | <input type="radio"/> 執行部会 | <input type="radio"/> 専門委員会 |
| <input type="radio"/> 学年会 | <input type="radio"/> 町区PTA | <input type="radio"/> 監査会 | |

第1節 総 会

第7条 総会は全会員をもって構成される最高の意思決定機関であり、通常総会は毎年1回開催し、臨時総会は企画委員会が必要と認めたとき、もしくは会員の5分の1以上の要求があったときに開催する。

第8条 総会審議は書面（電磁的記録を含む。）によるものとする。但し、会員の出席が必要と企画委員会が認めたときは集会形式とし、その場合の議長は会員の中から選出する。

第9条 次の事項は総会の決議または承認を得なければならない。

- 1 予算、決算
- 2 活動方針
- 3 規約の制定、改廃

4 企画委員及び監査委員の選任

第10条 総会は会員の2分の1以上（決議書の提出又は委任状を含む。）の出席により成立し、その決議は決議書の提出者又は出席者の過半数をもって成立する。

第2節 企画委員会

第11条 企画委員会は、会長、副会長、各町区PTA代表者、教職員代表者、その他会長が必要と認めた者で構成し、必要に応じて開催する。

第12条 企画委員会は会長が招集し、議長は構成員の中から選出する。

第13条 企画委員会は第3条に規定する事業、その他諸般の企画運営に当たる。

第3節 執行部会

第14条 執行部会は、会長、副会長、その他会長が必要と認めた者で構成し、必要に応じて開催する。

第15条 執行部会は会長が招集し、議長は構成員の中から選出する。

第16条 執行部会は第3条に規定する事業、その他諸般の企画運営に当たる。

第4節 専門委員会

第17条 本会には次の専門委員会を置く。

1 生活安全委員会 2 広報委員会 3 母親委員会

第18条 専門委員会は各専門委員長が招集し、議長は構成員の中から選出する。

第19条 各専門委員会は、次の事業を分掌する。

1 生活安全委員会 第3条の2、第3条の4
2 広報委員会 第3条の5
3 母親委員会 第3条の6

第5節 学年会

第20条 学年会は各学年毎に学年委員をもって構成し、当該学年に関する事項の諸般の企画運営に当たる。

第21条 学年会は当該構成員が招集し、議長は構成員の中から選出する。

第6節 町区PTA

第22条 町区PTAは各町区毎に組織し、当該町区の保護者を会員とする。

第23条 町区PTAと鳥栖北小学校PTAは、互いに連携を図りながら活動を推進するものとする。

第7節 監査会

第24条 監査会は監査委員を2名置き、会計を監査する。

第25条 監査委員は年1回以上会計に関する帳簿を検査し、総会において監査結果を報告しなければならない。

第4章 役職員

第26条 本会は次のとおり役職員を置く。

- 会長（1名）
- 副会長（若干名）

第27条 会長は、本会を代表する。

- 1 会長の任期は最長3年とする。

第28条 副会長は次の職務を行う。

- 1 生活安全委員長、広報委員長、母親委員長、書記、会計事務の職務を兼任する。
- 2 会長に事故あるときはその職務を代行する。

第5章 会計

第29条 本会は会費、入会金、寄付金その他の収入をもって充てる。但し、臨時総会において会員の5分の4以上の多数により必要と認めるときは臨時に会費を徴収することができる。

- | | | | |
|------|----------------|----|--------|
| 1 会費 | 保護者については1世帯当たり | 年額 | 4,200円 |
| | 教職員については1人当たり | 年額 | 4,200円 |

第30条 会員の中で特別の事情のある者については、企画委員会で協議のうえ、会費の全部または一部を免除することができる。

第31条 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日迄の1年間とする。

第32条 その他、会計に関する事項は別に定める規定による。

第6章 役員選出

第33条

- 1 10月吉日に次年度執行部、学年委員の立候補者を募り選出する。
- 2 立候補者が定数に満たない場合
 - 執行部
新6年生の中で役員未経験者の中から執行部協議の上相談にて決定する。
 - 学年委員
各学年の役員未経験者の中から各学年8名を執行部協議の上相談にて決定する。

【 附 則 】

昭和32年4月1日付けをもって施行された鳥栖市立鳥栖北小学校PTA規約は、平成14年11月25日臨時総会において上記のとおり全面改正され、平成15年4月1日より施行する。

平成22年5月7日総会において第3章と第4章の一部が改定され、即日施行する。

平成23年5月6日総会において第3章と第4章の一部が改定され、即日施行する。

令和2年5月29日総会において第5章34条2項が削除され、即日施行する。

令和3年5月14日総会において、第6章 役員選出 第38条を追記し、即日施行する。

令和4年5月13日総会において、上記のとおり運営委員会が削除され、第3章及び第5章の一部が改定され、即日施行する。

令和5年5月12日総会において、上記のとおり三役会が執行部会と名称変更され、第3章及び第6章の一部が改定され即日施行する。

令和6年5月10日総会において、第4章27条に1を追記、第6章33条2の一部が改定され、即日施行する。

鳥栖市立鳥栖北小学校 P T A 規約

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、鳥栖北小学校 P T A と称し、本部を鳥栖北小に置く。

第 2 条 本会は、家庭・学校・地域が連携を図り、子どもたちの健全な育成を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会員研修、会員交流に関する事項
- 2 児童の生活指導に関する事項
- 3 学校施設の整備、美化に関する事項
- 4 児童の交通安全、校区内の安全確保に関する事項
- 5 広報活動に関する事項
- 6 児童の健全育成に関する事項

第 2 章 会 員

第 4 条 会員は、児童の保護者及び教職員とする。

第 5 条 本会への加入及び脱退は、入学、卒業、転出入と同時に行われる。

第 3 章 機 関

第 6 条 本会に、次の機関を置く。

- | | | |
|-----------------------------|-----------------------------|--|
| <input type="radio"/> 総会 | <input type="radio"/> 企画委員会 | <input type="radio"/> 執行部会 |
| <input type="radio"/> 専門委員会 | <input type="radio"/> 学年会 | <input type="radio"/> 町区 P T A <input type="radio"/> 監査会 |

第 1 節 総 会

第 7 条 総会は全会員をもって構成される最高の意思決定機関であり、通常総会は毎年 1 回開催し、臨時総会は企画委員会が必要と認めたとき、もしくは会員の 5 分の 1 以上の要求があったときに開催する。

第 8 条 総会審議は書面（電磁的記録を含む。）によるものとする。但し、会員の出席が必要と企画委員会が認めたときは集会形式とし、その場合の議長は会員の中から選出する。

第 9 条 次の事項は総会の決議または承認を得なければならない。

- 1 予算、決算
- 2 活動方針
- 3 規約の制定、改廃
- 4 企画委員及び監査委員の選任

第10条 総会は会員の2分の1以上（決議書の提出又は委任状を含む。）の出席により成立し、その決議は決議書の提出者又は出席者の過半数をもって成立する。

第2節 企画委員会

第11条 企画委員会は、会長、副会長、各町区PTA代表者、教職員代表者、その他会長が必要と認めた者で構成し、必要に応じて開催する。

第12条 企画委員会は会長が招集し、議長は構成員の中から選出する。

第13条 企画委員会は第3条に規定する事業、その他諸般の企画運営に当たる。

第3節 執行部会

第14条 執行部会は、会長、副会長、その他会長が必要と認めた者で構成し、必要に応じて開催する。

第15条 執行部会は会長が招集し、議長は構成員の中から選出する。

第16条 執行部会は第3条に規定する事業、その他諸般の企画運営に当たる。

第4節 専門委員会

第17条 本会には次の専門委員会を置く。

- | | | |
|-----------|---------|---------|
| 1 生活安全委員会 | 2 広報委員会 | 3 母親委員会 |
|-----------|---------|---------|

第18条 専門委員会は各専門委員長が招集し、議長は構成員の中から選出する。

第19条 各専門委員会は、次の事業を分掌する。

- | | |
|-----------|-------------|
| 1 生活安全委員会 | 第3条の2、第3条の4 |
| 2 広報委員会 | 第3条の5 |
| 3 母親委員会 | 第3条の6 |

第5節 学年会

第25条 学年会は各学年毎に学年委員をもって構成し、当該学年に関する事項の諸般の企画運営に当たる。

第26条 学年会は当該構成員が招集し、議長は構成員の中から選出する。

第6節 町区PTA

第22条 町区PTAは各町区毎に組織し、当該町区の保護者を会員とする。

第23条 町区PTAと鳥栖北小学校PTAは、互いに連携を図りながら活動を推進するものとする。

第7節 監査会

第24条 監査会は監査委員を2名置き、会計を監査する。

第25条 監査委員は年1回以上会計に関する帳簿を検査し、総会において監査結果を報告しなければならない。

第4章 役職員

第26条 本会は次のとおり役職員を置く。

- 会長（1名） ○ 副会長（若干名）

第27条 会長は、本会を代表する。

- 1 会長の任期は最長3年とする。

第28条 副会長は次の職務を行う。

- 1 生活安全委員長、広報委員長、母親委員長、書記、会計事務の職務を兼任する。
- 2 会長に事故あるときはその職務を代行する。

第5章 会計

第29条 本会は会費、入会金、寄付金その他の収入をもって充てる。但し、運営委員会において運営委員全員の5分の4以上の多数により必要と認めるときは臨時に会費を徴収することができる。

- | | | | |
|------|----------------|----|--------|
| 1 会費 | 保護者については1世帯当たり | 年額 | 4,200円 |
| | 教職員については1人当たり | 年額 | 4,200円 |

第30条 会員の中で特別の事情のある者については、企画委員会で協議のうえ、会費の全部または一部を免除することができる。

第31条 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日迄の1年間とする。

第32条 その他、会計に関する事項は別に定める規定による。

第6章 役員選出

第33条

- 1 10月吉日に次年度執行部、学年委員の立候補者を募り選出する。
- 2 立候補者が定数に満たない場合

○執行部

新6年生の中で役員未経験者の中から執行部協議の上相談にて抽選で決定する。

○学年委員

各学年の役員未経験者の中から各学年8名を執行部協議の上相談にて抽選で決定する。

【 附 則 】

昭和32年4月1日付けをもって施行された鳥栖市立鳥栖北小学校PTA規約は、

平成14年11月25日臨時総会において上記のとおり全面改正され、平成15年4月1日より施行する。

平成22年5月7日総会において第3章と第4章の一部が改定され、即日施行する。

平成23年5月6日総会において第3章と第4章の一部が改定され、即日施行する。

令和2年5月29日総会において第5章34条2項が削除され、即日施行する。

令和3年5月14日総会において、第6章 役員選出 第38条を追記し、即日施行する。

令和4年5月13日総会において、上記のとおり運営委員会が削除され、第3章及び第5章の一部が改定され、即日施行する。

令和5年5月12日総会において、上記のとおり三役会が執行部会と名称変更され、第3章及び第6章の一部が改定され、即日施行する。

令和6年5月10日総会において、第4章第27に1を追記、第6章第33条2の一部が改定され、即日施行する。

議案第2号

鳥栖市立鳥栖北小学校PTA表彰、 慶弔、旅費及び日当に関する規定（案）

1 表彰規定

- (1) 表彰に値すると認めた場合は、企画委員会に諮り表彰する。ただし、総会において表彰理由を説明しなければならない。
- (2) 交通安全指導員 5年毎に表彰する。
- (3) 執行部会 在任2年以上者に表彰する。

2 慶弔規定

- (1) 教職員の婚姻に際しては、企画委員会に諮り記念品を贈る。
- (2) 教職員の死亡の場合 香典料 10,000円を供する。
- (3) 児童の死亡の場合 香典料 10,000円を供する。
- (4) 保護者死亡の場合 香典料 10,000円を供する。
- (5) 教職員及び保護者が、学校行事またはこれらに準ずる行事において、加療を要する傷病を受けた場合は、企画委員会で協議の上見舞いをする。
- (6) 上記以外の災害等で必要と思われる場合は、企画委員会で協議し決定する。

3 旅費規定

本会の会員が、会長の命を受けて出張その他諸会合に出席する場合は、次により、旅費を支給する。

- (1) 交通費
 - ① 公共の交通機関使用の場合は実費交通費を支給する。
 - ② 自家用車使用の場合は運転者に次の額を支給する。
 - ・ 三養基郡内及び神埼郡内 (700円)
 - ・ 佐賀市内及び佐賀郡内 (1,000円)
 - ・ その他の地域(企画委員会で協議して決める)
 - ③ 自家用車使用の場合において、高速道路使用が適当と思われる場合は高速道路料金を支給する。
- (2) その他必要と認めるときは執行部会で協議し旅費を支給する。

4 日当規定

本会の会員が、会長の命を受けて出張その他諸会合に出席する場合は、次により、日当を支給する。

- ① 4時間以上で、主催者より食事等供されない場合は1,000円を支給する。
- ② 4時間以上で、主催者より食事等供される場合は500円を支給する。
- ③ 4時間未満で、主催者より食事等供されない場合は500円を支給する。
- ④ 必要に応じて執行部会で協議し、上限を2,000円として支給する。

令和6年度 活動方針（案）

基本方針

私たち鳥栖北小学校PTAは、『家庭』『学校』『地域』が連携し、子どもたちの健全な成長と安全を図ることを目的とする。

活動目標

子どもたちのために、教育環境の改善と充実、施設の美化に努める。

子どもたちとともに、保護者と地域とのふれあい体験活動を展開する。

子どもたちと会員のために、研修活動に励むとともに交流を深め、基本的な生活習慣の育成に努める。

子どもたちのために、保護者と教職員が地域と連携し、安全活動に努め交流を深める。

令和6年度事業計画（案）

【北小PTA】

- 5月 PTA総会（書面開催）
6月 教育講演会（日曜参観）
7月 夏休み親子健康料理教室
広報誌「すまいる倶楽部」発行
「すまいる倶楽部」…鳥栖北小の先生方の写真やコメント、各学年の行事や日常の風景を掲載する広報誌
8月 運動会マナーアップポスター募集
9月 愛校デー（運動場草取り）
10月 運動会
11月 はは!!おや!?オリンピック
花いっぱい運動
花いっぱい運動…子どもたちを見守ってくださっている地域の方々へ感謝の気持ちを込めて子どもたちが寄せ植えした花々を贈る行事
12月 広報誌「すまいる倶楽部」発行
1月 地域交流ものづくり体験
3月 広報誌「すまいる倶楽部」発行
卒業記念品贈呈
会計監査

【おやじバツ会活動（PTA 後援）】

- ・学校デイキャンプ
- ・親子ふれあいキャンプ
- ・門松、しめ縄づくり
- ・逃走中
- ・イルミネーション

【九州PTA】

- 10月 九P研究大会（長崎大会）

【佐賀県PTA】

- 6月 県P総会
11月 県下一斉ノーテレビデー

【地区PTA】

- 5月 地区P総会
6月 地区一斉ノーテレビデー
地区P合同研修会
8月 教育懇談会
1月 市郡連リーダー研修会
2月 地区一斉ノーテレビデー
地区P研究大会

【鳥栖北地区】

- 鳥栖北地区交対協研修会（開催月未定）

※開催月は変更になる場合があります

議案第 6 号

令和 6年度 鳥栖北小PTA会計予算書(案)

【収入の部】

←※学校側にて決定

項 目	本年度予算額	前年度予算額	決算	増 減	備 考
前年度繰越金	1,303,915	1,419,967	1,419,967	-116,052	令和5年度からの繰越金
会 費	2,562,000	2,604,000	2,622,200	-42,000	350円×12月×会員数 610名(教職員を含む)
	0	0	0	0	
雑 収 入	100	250	15	-150	預金利息等
合 計	3,866,015	4,024,217	4,042,182	-158,202	

【支出の部】

項 目	本年度予算額	前年度予算額	前年度決算額	前年度増減	備 考
運 営 費	720,000	720,000	628,794	0	
本部運営費	100,000	100,000	23,048	0	事務用品等
役員旅費	100,000	100,000	54,000	0	九P・地区P・各種会員等旅費
慶弔費	70,000	70,000	41,642	0	記念品代、香典料
負担金	450,000	450,000	510,104	0	県P負担金、地区P負担金、県P安全会費
活 動 費	1,576,000	1,626,000	1,196,307	-50,000	
会員研修費	100,000	100,000	29,000	0	県P研修会補助、会員研修費用等
学年費	96,000	96,000	93,709	0	学年活動費(16,000円×6学年)
行事費	350,000	500,000	185,720	-150,000	PTA活動費(地域ふれあい)・おやじバツ会活動費(門松・凧等)など
母親委員会費	80,000	80,000	60,000	0	ははおやオリンピック等
生活安全委員会費	150,000	130,000	114,650	20,000	吊り下げ名札代、花いっぱい運動活動代
広報委員会費	500,000	500,000	421,101	0	広報誌制作費等
児童奨励費	150,000	120,000	132,528	30,000	運動会賞品代、マナーアップポスター賞品代等
総合学習費	150,000	100,000	159,599	50,000	クラブ活動用品、図書、運動用具等購入代
教 育 振 興 費	1,250,000	1,200,000	913,166	50,000	
式日費	300,000	300,000	307,618	0	入学式、卒業式、卒業記念品(卒業生のみ)等
美化費	600,000	550,000	559,337	50,000	植木代、配膳台代、運動場整備費等
研究奨励費	250,000	250,000	35,649	0	研究冊子、印刷製本費、資料代
諸謝金	100,000	100,000	10,562	0	講師謝金
繰り出し金	15,000	15,000	0	0	会費の払い戻し金
予 備 費	305,015	463,217	0	-158,202	
合 計	3,866,015	4,024,217	2,738,267	-158,202	

令和5年度 鳥栖北小PTAと地区PTAとの相関図(参考)

